

令和7年1月31日

定期監査報告書

大郷町監査委員 雫 石 顕

大郷町監査委員 赤間 繁幸

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合意により、同条第9項の規定するその結果を次のとおり報告する。

2. 監査の期間

令和7年1月16日(木) ～ 17日(金) 2日間

3. 監査の内容

- ・収納状況(滞納繰越分含む)について
- ・令和5年度繰越明許費における各種工事関係について
- ・令和6年度各種工事の進捗状況について

4. 監査対象課及び主な監査事項

○収納状況について

対象課	主な監査事項
税務課	町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
地域整備課	町営住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料
上下水道課	水道料金・下水道使用料・農集排水事業使用料・戸別合併処理浄化槽事業使用料
保健福祉課	災害援護資金
学校教育課	奨学資金

○令和5年度繰越明許費における各種工事関係について

対象課	主な監査事項
社会教育課	B&G海洋センター屋根改修事業
学校教育課	大郷小学校校庭階段等修繕事業
農政商工課	テレワーク施設整備事業
復興推進課	中粕川地区防災拠点整備事業
地域整備課	橋梁新設改良事業、町営住宅修繕事業

○令和6年度各種工事の進捗状況について

対象課	主な監査事項
学校教育課	大郷小学校カーテンレール修繕事業、大郷小学校太陽光設備修繕事業、大郷小学校遊具修繕事業、大郷小中学校玄関設備修繕事業、大郷小中学校電話設備修繕事業、大郷中学校エレベータ修繕事業
農政商工課	パストラル緑の郷加圧給水ポンプ更新他事業、パストラル緑の郷給湯ボイラー更新事業、物産館駐車場舗装補修事業
総務課	防犯灯設置工事、LED 防犯灯器具交換事業、防火水槽撤去事業
財政課	排水側溝設置事業、流木撤去事業、集水桝円形グレーチング設置事業、町有施設給水管・床張替修繕事業、町有施設外構フェンス解体撤去等事業、町民体育館西側道路修繕事業、赤道法肩修繕事業
上下水道課	消火栓設置事業、配水管布設替事業、水道管舗装本復旧事業、公共汚水桝設置事業、公共下水道マンホール長寿命化事業、農集排マンホールポンプ修繕事業、戸別合併処理浄化槽設置事業
地域整備課	赤道舗装修繕事業、前川承水路土砂撤去事業、急傾斜地崩壊対策事業、町道緊急維持事業、町道法面復旧事業、橋梁用高欄修繕事業、河川緊急浚渫事業

5. 監査の着眼点

地方自治法第 199 条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ効率的、合理的に努められているか慎重に考察した。

(1) 調定事務の状況について

ア. 調定事務は適正に事務処理されているか。

(2) 徴収事務について

ア. 未収金等に対する対策は適正になされているか。

(3) 現金取扱事務について

ア. 適切に出納事務が行われているか。

(4) 滞納整理事務について

ア. 督促、催告及び事項中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

イ. 滞納整理について努力がなされているか。

(5) 工事関係事務について

ア. 適切な積算に基づき決定権者により契約の意思決定がなされ、適切に業務が履行されているか。

(6) 会計事務について

ア. 適切に支払事務がされているか。

6. 監査の結果

令和6年4月から令和6年12月に至る歳入予算の収納事務及び繰越事業事務の執行の事実が、地方自治法第2条第 14 項及び第 15 項の規定並びに地方自治法施行令第 140 の6の趣旨に沿って行われているか、合規性、正確性のほか経済性、効率性及び有効性に意を用いて行った。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、概ね適正に執行されているものと認められた。今後とも適正な事務処理に努められたい。

なお、今後の更なる事務事業等の改善に資するため下記のとおり意見を付する。

○収納状況(滞納繰越分含む)について

各課において、収入未済額縮減対策の取り組みが行われ、一定の効果が認められる。焦げ付いた一部の収納困難な事例についても、関係を継続することで収入未済額縮減に繋がる適切な事務執行に努められたい。

〔税務課〕

前年度と比較し、町税及び各保険料にかかる収納率が昨年度同様に低下し、収入未済額が増加している。適切な徴収対策を講じ税収等の確保を図られたい。

〔地域整備課〕

町営住宅使用料の納入遅延が認められたが、滞納対策事務は適切に行われている。引き続き適切な事務執行を図られたい。

〔上下水道課〕

上水道事業及び下水道関係3事業における使用料の未納額は、減少改善している。引き続き適切な滞納対策事務執行を図られたい。

〔保健福祉課〕

災害援護資金貸付金の償還事務において、収入未済額縮減対策は適切に行われているが、個人民事再生手続による償還免除のほか、督促・催告の無視や分納中の滞納が散見されることから、滞納額がさらに増加すると懸念される。収入未済額縮減対策の強化を図られたい。

〔学校教育課〕

奨学資金貸与の償還事務において、償還に苦慮する3件を除き、償還が見込める状況にある。滞納額が増大に繋がらないよう適切な収入未済額縮減対策を図られたい。

○令和5年度繰越明許費における各種工事関係について

・工事関係事務について

令和5年度からの繰り越しの各種事業において、事務執行は概ね適正な執行が認められる。今後もスケジュール管理を徹底し、遅延のない事務執行を図られたい。

・会計事務について

各種事業における会計事務についても概ね適切に執行されている。しかし、一部業務において支払遅延があったことから、事務執行の改善を図られたい。

○令和6年度各種工事の進捗状況について

各種事業において、入札等を含めた事務執行は概ね適正な執行が認められた。未執行の事業については、予定期限内に完工できるように計画的な事務執行を図られたい。

○その他

定期監査であるため監査実施対象課は限られていたが、全職員の働き方の改善に繋がるよう、職員間の情報共有(報告、連絡、相談)を推進し、リスクマネジメントが機能した風通しの良い職場の醸成に努められたい。